

本号では本格的な冬を迎えるにあたり、冬の準備に関する情報について特集を組んでおります。コロナ前に開催していたイベントも感染防止対策にご協力いただきながら、徐々に進めていきたいと思っております。1日でも早く新型コロナウイルス感染症が終息へ向かいますことと、皆様のご健康をお祈り申し上げます。

# 1 冬の準備に関する情報をお知らせします

## 今冬の天候の見通し ▶▶▶▶

札幌管区気象台による冬の天候の見通し(令和4年9月20日発表)

- ◆平均気温：ほぼ**平年並**の見込み(寒気の影響を受ける時期がある)
- ◆降雪量：ほぼ**平年並**の見込み(低気圧の影響を受けやすい時期がある見込み)

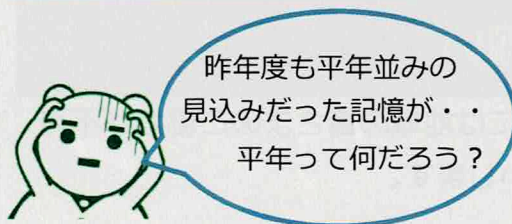
		平均気温 冬(12~2月)	降雪量 冬(12~2月)
北海道	日本海側	低40並30高30% <b>ほぼ平年並</b> の見込み	少30並30多40% <b>ほぼ平年並</b> の見込み
	オホーツク海側		予報しません
	太平洋側		予報しません



令和4年度  
第3号

【発行元】  
札幌市東区土木センター内  
除雪連絡協議会事務局  
札幌市東区北33条東18丁目1-6  
TEL 011-781-3521  
FAX 011-784-6418

SAPPORO



気象庁では、西暦年の1の位が1の年から30年後の1の位が0で終わる年まで、30年間分の気象データについて算出した平均値のことを言うのじゃ。ちなみに平均値は479cmじゃ。



## 12月1日(木)から除雪センターを開設します ▶▶▶▶

**除排雪の作業**に関するお問い合わせは、各地区の**除雪センター**まで

- ◆開設期間：令和4年12月1日(木)～令和5年3月20日(月)
- ※24時間体制

東地区 ☎776-7552 中沼町105-23 (モエレ沼公園西駐車場内)
西地区 ☎781-9515 栄町885-1(つどーむ駐車場内)
南地区 ☎781-5281 伏古1条2丁目 (伏古公園管理事務所内)



※国道についてのお問い合わせ  
札幌道路事務所 ☎854-6111

※**除排雪の制度**に関するお問い合わせは、**東区土木センター**まで

※詳細は、広報さっぽろ12月号に添付の冬のくらしガイド東区版をご覧ください

## 運搬排雪に係る支援制度の受付を始めます ▶▶▶▶

『パートナーシップ排雪』及び『市民助成トラック制度』のお申込みは、東区土木センターまで

- ◆申込期間：令和4年12月19日(月)～令和5年1月6日(金)
- ※土曜、日曜、年末年始(12月29日(木)～1月3日(火))を除く
- ◆申込先：東区土木部維持管理課管理係 ☎011-781-3521

# 冬みち通信

記事タイトル

- 1 冬の準備に関する情報をお知らせします
- 2 冬みち地域連携活動報告
- 3 札幌市からのお願い



雪に関する情報は、東区ホームページでもご覧いただけます

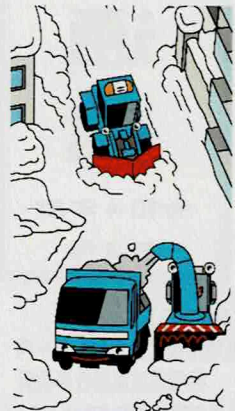
[http://www.city.sapporo.jp/higashi/annai/g\\_doboku.html](http://www.city.sapporo.jp/higashi/annai/g_doboku.html)



## 2 冬みち地域連携活動報告

### 除雪連絡協議会の開催について ▶▶▶▶

本格的な冬を前に、除排雪に関する相互理解と協働意識を深めるため、除雪連絡協議会を開催しております。協議会は各町内会の代表者、除雪センターの現場責任者、東区土木センターの職員で構成されております。



対象地区	日時・場所
東地区	11/15(火) 午後2時～4時30分(予定) 丘珠ふれあいセンター(東区丘珠町183-2)
西地区(栄東・栄西)	11/16(水) 午後2時～4時30分(予定) 日の丸会館(北41条東14丁目3-1)
西地区(北栄・北光)	11/18(金) 午後2時～4時30分(予定) 北栄会館(北25条東7丁目3-18)
南地区	11/24(木) 午後2時～4時30分(予定) 伏古記念会館(伏古7条2丁目8-15)

## 3 札幌市からのお願い

これから本格的な冬を迎えますが、円滑な除雪作業の実施には地域の皆さまのご協力が不可欠です。ルールへの順守やマナーの向上などにご協力をお願いします。

### 除雪作業は『時間とのたたかい』

札幌市の全域で除雪があった場合に市が除雪しなければいけない道路の延長は、

**約 5,400 km!** (札幌市と沖縄県石垣島を往復できる距離)

この距離を深夜の6時間で除雪しなければなりません。(除雪車1台あたり約10kmほど)

### 敷地内の雪は道路に出さないようにしましょう!

「道路への雪出し」は**通行の妨げや事故の原因となり大変危険**です。

※道路への雪出しは「**道路交通法第76条**」「**道路法第43条**」で禁止されています。

### 路上駐車はやめましょう!

「路上駐車」があると、除雪車が通れず除雪作業が出来ない場合があります。

除雪作業が出来なかった道路は、**デコボコ路面やザクザク路面が発生**し安全に通行できなくなることがあります。また、除雪作業を行えた場合にも、**向かいの家の前に雪が多く寄せられるなど、ご近所の方に迷惑**がかかります。



さっぽろ市

02-Q02-22-903  
R4-2-677